

(資料提供)
平成24年3月28日
課名 医療政策課
担当 渡辺, 生馬
電話 (内線)3062

災害拠点病院の指定について

1 趣旨

本県の災害医療提供体制の充実・強化を図るため、現在の14災害拠点病院に加え、4病院を新たに指定し、県内18災害拠点病院が相互に連携できる体制を整備する。

2 指定医療機関（新規）

現在、災害協力病院として指定している次の医療機関を新たに災害拠点病院指定する。
(指定後の状況は別紙のとおり)

医療機関名	住所	災害医療圏
国立大学法人 広島大学病院	広島市南区霞一丁目2-3	広島
独立行政法人 国立病院機構 広島西医療センター	大竹市玖波四丁目1-1	広島西
独立行政法人 国立病院機構 東広島医療センター	東広島市西条町寺家513	広島中央
国家公務員 共済組合連合会 呉共済病院	呉市西中央二丁目3-28	呉

※災害拠点病院：災害時において多発する重篤救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受入れ機能、広域搬送対応機能等を備えた医療機関として、平成8年5月10日付け厚生省健康政策局長通知に基づき、県が指定した医療機関。
県内では、平成9年2月14日に14医療機関を指定。

【指定要件概要】

24時間体制での緊急時の対応や、災害時に救急医療活動を実施するために必要な施設、設備の存在等。

※災害協力病院：災害時における救急医療体制の確保・充実を図るため、災害拠点病院に協力する医療機関として、広島県独自に制度を創設し、指定した医療機関。

県内では、平成9年11月19日に4医療機関を指定。

【指定要件概要】

現状の機能を前提に、災害時において協力を期待するものであり、特段の施設整備要件なし。

3 指定年月日

平成24年3月29日

4 指定の背景

東日本大震災においては、災害拠点病院の機能喪失等が問題となったことから、今後、より多くの医療機関が、「災害拠点病院」として国の基準に基づく施設・設備機能の強化、他の医療機関との連携を図っていく必要がある。

5 指定の効果

- 災害時に地域の拠点となる医療機関の増加により、適切な災害時医療救護体制が確保できる。
- 全国共通の制度に則ることで、他県医療機関からの参集拠点となる等、広域災害への対応機能を強化できる。

災害拠点病院

- 災害拠点病院 ……指定済み 14 病院
- 災害拠点病院 ……今回指定 4 病院

